

番号	(次期)北九州市障害者支援計画 (平成30年度～34年度)	所管課	(現行)北九州市障害者支援計画 (平成24年度～29年度)	内閣府第3次障害者基本計画 (平成25年度～29年度)	内閣府第4次障害者基本計画(案) (平成30年度～34年度)
	分野1. 生活の支援(障害福祉サービスの充実)			1.生活支援	5. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
分野目標	障害の有無にかかわらず、障害のある人及び障害のある子どもが基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス等の充実を図ります。	障害福祉企画課(企画調整)	障害のある人が安心して生活を送ることができるように、乳幼児期から学齢期、成年期、高齢期までの一貫した支援を行うとともに、複数のニーズを持った障害のある人や家族などが利用しやすい相談体制を構築するなど、総合的なサービスの整備を進めます。	障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とし、また、身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより、社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保されることを旨として、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス等の障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援を行う。	自ら意思を決定することが困難な障害者に対し、本人の自己決定を尊重する観点から必要な意思決定支援を行うとともに、障害者が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制を構築する。 <b>また、障害の有無にかかわらず、国民が相互に人格と個性を尊重し、安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するため、障害者の地域移行を一層推進し、障害者が必要ときに必要な場所で、地域の実情に即した適切な支援を受けられるよう取組を進める。(分野3)</b> さらに、障害者及び障害のある子供が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、在宅サービスの量的・質的な充実、障害のある子供への支援の充実、障害福祉サービスの質の向上、アクセシビリティ向上に資する機器の研究開発、障害福祉人材の育成・確保等に着実に取り組む。
	(1)「意思決定支援の推進」			[なし]	(1)意思決定支援の推進
1-(1)-1	障害のある人が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り障害のある人自らの意思決定が反映されたサービス等利用計画案の作成を促進するとともに、当事者の支援の必要性に応じた適切な支給決定の実施に向けた取組を進めます。	障害者支援課(相談支援)	障害福祉サービス利用計画を作成する際には、障害のある人や家族の希望等を踏まえて作成します。 高齢者・障害者相談コーナーは、利用者の意向や取り巻く環境等を勘案したうえで、障害福祉サービスの支給決定を行います。	障害者個々の心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況等を踏まえたサービス等利用計画案の作成の促進等、当事者の支援の必要性に応じた適切な支給決定の実施に向けた取組を進める※。 1-(1)-2  知的障害者又は精神障害者(発達障害者を含む。)が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、本人の自己決定を尊重する観点から、意思決定の支援に配慮しつつ、必要な支援等を行う。1-(4)-3  難病患者等に対する障害福祉サービス等の提供に当たっては、各地方公共団体において、難病等の特性(病状の変化や進行、福祉ニーズ等)に配慮した円滑な事務が実施されるよう、理解と協力の促進を図る。1-(4)-7	障害者個々の心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況等を踏まえたサービス等利用計画案の作成等、当事者の支援の必要性に応じた適切な支給決定の実施に向けた取組を進める。5-(2)-2  <b>自ら意思を決定することが困難な障害者が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、本人の自己決定を尊重する観点から、意思決定支援ガイドラインの普及を図ること等により、意思決定の支援に配慮しつつ、必要な支援等が行われることを推進する。</b> <b>また、成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取組を進める。5-(1)-1</b>  難病患者等に対する障害福祉サービス等の提供に当たっては、 <b>障害者総合支援法の対象疾病の拡大を図っていくとともに、各地方公共団体において、難病等の特性(病状の変化や進行、福祉ニーズ等)に配慮した円滑な事務が実施されるよう、理解と協力の促進を図る。[再掲]6-(5)-7</b>

番号	(次期)北九州市障害者支援計画 (平成30年度～34年度)	所管課	(現行)北九州市障害者支援計画 (平成24年度～29年度)	内閣府第3次障害者基本計画 (平成25年度～29年度)	内閣府第4次障害者基本計画(案) (平成30年度～34年度)
1-(1)-2	障害福祉サービス等の提供にあたり、障害のある人が自信を持って自らの意思を示し、主体的に意思決定を行うことができるよう、障害福祉サービス等の内容に関する理解の手がかりとなる視覚的支援を行うなど、障害福祉サービス事業者等による合理的配慮の提供を促進します。	障害者支援課(相談支援)			
1-(1)-3	意思決定支援の質の向上を図るため、国が作成した「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」を活用し、障害福祉サービス事業者や成年後見の担い手等を対象とした研修を行います。	障害者支援課(相談支援)			また、成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取組を進める。5-(1)-1の一部
1-(1)-4	知的障害や精神障害、発達障害により判断能力が不十分な者による成年後見制度の適正な利用を促進するため、必要な経費について助成を行うとともに、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行います。	障害者支援課(相談支援)		知的障害又は精神障害(発達障害を含む。)により判断能力が不十分な者による成年後見制度の適正な利用を促進するため、必要な経費について助成を行うとともに、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行う。1-(1)-4	知的障害又は精神障害(発達障害を含む。)により判断能力が不十分な者による成年後見制度の適正な利用を促進するため、必要な経費について助成を行うとともに、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行う。[再掲]5-(1)-2

番号	(次期)北九州市障害者支援計画 (平成30年度～34年度)	所管課	(現行)北九州市障害者支援計画 (平成24年度～29年度)	内閣府第3次障害者基本計画 (平成25年度～29年度)	内閣府第4次障害者基本計画(案) (平成30年度～34年度)
	(2)「障害福祉サービスの質の向上等」			(4)サービスの質の向上等	(5)障害福祉サービスの質の向上等
1-(2)-1	障害のある人が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、多様化するニーズ等に対して、障害の特性(病状の変化や生活の状態等)に配慮した適切な障害福祉サービスの提供を推進します。	障害者支援課(障害者事業支援)	障害者自立支援法施行から約5年が経過し、生活介護や就労継続支援などの日中活動系サービスや、グループホーム・ケアホームなど居住系サービスの体制は充実してきています。今後も、障害のある人の多様化するニーズ等に適切に対応していきます。	障害者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、個々の障害者のニーズ及び実態に応じて、在宅の障害者に対する日常生活又は社会生活を営む上での、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等の支援を行うとともに、短期入所及び日中活動の場の確保等により、在宅サービスの量的・質的充実を図る。1-(2)-1	障害者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、個々の障害者のニーズ及び実態に応じて、在宅の障害者に対する日常生活又は社会生活を営む上での、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等の支援を行うとともに、短期入所及び日中活動の場の確保等により、在宅サービスの量的・質的充実を図る。5-(3)-1
		障害者支援課(障害者事業支援)		難病患者等に対する障害福祉サービス等の提供に当たっては、各地方公共団体において、難病等の特性(病状の変化や進行、福祉ニーズ等)に配慮した円滑な事務が実施されるよう、理解と協力の促進を図る。2-(5)-5再掲	難病患者等に対する障害福祉サービス等の提供に当たっては、 <b>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)</b> の対象疾病の拡大を図っていくとともに、各地方公共団体において、難病等の特性(病状の変化や進行、福祉ニーズ等)に配慮した円滑な事務が実施されるよう、理解と協力の促進を図る。5-(5)-7
		障害者支援課(障害者事業支援)	障害の受容等の心理的なサポートをはじめ、リハビリテーション支援、視覚・聴覚障害等に対するコミュニケーション支援及び中途障害に対する生活適応訓練など、障害のある人が、自立生活を送るために必要となる各種訓練事業を充実させるとともに、地域生活が困難な重度・重複障害のある人を支えるため、保健・医療・福祉の連携の強化を図り、各種支援の適切な提供を推進します。	精神科デイケアの充実や、外来医療、多職種によるアウトリーチ(訪問支援)の充実を図る。2-(2)-1-イ	
		地域リハビリテーション推進課			自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練(機能訓練及び生活訓練)を提供する。5-(3)-3
		障害者支援課(発達・精神保健福祉)	発達障害のある人が自立した生活を送ることができるよう、買い物、調理実習、公共交通機関の利用方法、マナー等の生活訓練や職業理解のための作業訓練を実施します。		
		障害福祉企画課(在宅支援)	障害者自立支援法で、介護給付としての重度訪問介護や行動援護、地域生活支援事業として移動支援事業などが位置付けられており、平成23年度には、介護給付に重度視覚障害のある人を対象とする同行援護が新設されました。今後とも、障害のある人の外出に必要なサービスについては、適切な対応に努めます。		障害者の移動に関する支援の在り方について、社会参加の機会の確保の観点から、障害者のニーズと実情を踏まえた検討を行う。1-(2)-5

番号	(次期)北九州市障害者支援計画 (平成30年度～34年度)	所管課	(現行)北九州市障害者支援計画 (平成24年度～29年度)	内閣府第3次障害者基本計画 (平成25年度～29年度)	内閣府第4次障害者基本計画(案) (平成30年度～34年度)
1-(2)-2	障害福祉サービス等の提供において、関係法令を遵守し、適切なサービスが提供されるよう、集団指導や実地指導を通じて、障害福祉サービス事業者等を指導します。 また、障害福祉サービス等の質の向上に向けて、従事者等の資質向上を図るための研修情報等の提供に努めます等を実施します。	障害者支援課(指定指導)	必要なサービス量の確保に努めるとともに、効果的・効率的なサービスの提供に努めます。		
		障害者支援課(指定指導)	在宅サービスの質の向上を図るため、サービス提供事業者への研修等を実施します。	障害福祉サービス又は相談支援が円滑に実施されるよう、これらのサービス等を提供する者、又はこれらの者に対し必要な指導を行う者を養成する。1-(4)-1	障害福祉サービス又は相談支援が円滑に実施されるよう、これらのサービス等を提供する者、又はこれらの者に対し必要な指導を行う者を養成する。5-(5)-1
		健康推進課	難病の人に対するホームヘルプサービスの質の向上を図るため、難病患者等ホームヘルパー養成研修事業の実施を検討します。		
1-(2)-3	障害福祉サービス事業所等の従事者が安心して働き続けることができるよう、事業者等に対して、従事者の処遇改善や職場環境の改善に向けた取り組みを促し、従事者の早期離職防止・定着を図ります。	障害者支援課(指定指導)			障害福祉サービス等を提供する事業者に対し、労働法規の遵守を徹底する。5-(7)-1の一部
1-(2)-4	障害福祉サービス等の質の向上に向けて、障害福祉サービス事業者が利用者等からの苦情解決に適切に取り組むよう指導します。 また、障害福祉サービス事業者の第三者評価の受審促進等に努めます。	障害者支援課(指定指導)		障害福祉サービス等の質の向上を図るため、障害福祉サービス等を提供する事業者に対する適切な苦情解決の推進、事業者に対する第三者評価の適切な実施及び評価結果の公表の促進等に努める。1-(4)-2	障害福祉サービス等を提供する事業者に対する適切な苦情解決の推進、事業者に対する第三者評価の適切な実施及び評価結果の公表の促進等に努める。 また、障害福祉サービス等情報公表制度の活用により、障害福祉サービス等を利用する障害者等が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上を図る。5-(5)-2
—	×			地方公共団体における障害福祉計画の策定に当たり、国において、障害者の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る数値目標等を定めた基本指針を策定し、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業を提供するための体制の確保が計画的に図られるように取り組む。1-(4)-4	地方公共団体における障害福祉計画の策定に当たり、国において、障害者の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る数値目標等を定めた基本指針を策定し、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業を提供するための体制の確保が計画的に図られるように取り組む。5-(5)-4
—	×				障害福祉サービスの提供に当たっては、都道府県による管内市町村への適切な支援等を通じ、地域間におけるサービスの格差について引き続き均てんを図る。5-(5)-6

番号	(次期)北九州市障害者支援計画 (平成30年度～34年度)	所管課	(現行)北九州市障害者支援計画 (平成24年度～29年度)	内閣府第3次障害者基本計画 (平成25年度～29年度)	内閣府第4次障害者基本計画(案) (平成30年度～34年度)
	(3)「障害のある子どもに対する支援の充実」			(3)障害児支援の充実	(4)障害のある子供に対する支援の充実
1-(3)-1	障害のある子どもの発達を支援する観点から、保健・医療・障害福祉・教育・雇用等の関係機関が連携し、障害のある子ども及びその家族に対して、乳幼児期から成人後まで一貫した効果的な支援を地域の身近な場所で提供する体制の構築を図ります。	障害者支援課(障害福祉施設)		障害児の発達を支援する観点から、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した効果的な支援を地域の身近な場所で提供する体制の構築を図り、療育方法等に関する情報提供やカウンセリング等の支援を行う。1-(3)-3	障害児の発達を支援する観点から、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した効果的な支援を地域の身近な場所で提供する体制の構築を図り、療育方法等に関する情報提供やカウンセリング等の支援を行う。5-(4)-3
		★調整障害福祉企画課(企画調整)	国の動向を踏まえつつ、市民啓発や相談窓口の充実、各種サービスの拡充を図るとともに、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関が連携し、乳幼児期から成人期までの一貫した支援を実施します。また、専門的な研修などを開催し、サービス提供者や教育関係者などの技術の向上に努めます。		
		障害者支援課(相談支援)	障害のある子どもに早い時期から関わり、早期発見の取り組みを強化するとともに、相談支援機関の連携強化など、必要な相談・支援ができる体制を確保します。		
		障害者支援課(相談支援)	障害のある子どもの生活や家族の立場を考慮するとともに、家庭や地域の状況、将来の地域における暮らしなどを支援できるよう、相談などに携わる職員の研修体制の充実を図ります。		
		障害者支援課(発達・精神保健)	医療機関、保育所、幼稚園、学校、育児サークルなどの地域活動において、発達の遅れなどの障害が予測される子どもを早期に発見できるように、関係機関や関係者に対する研修や啓発活動の推進を図ります。 また、速やかに適切な専門機関と連携し、継続的な療育支援が受けられる体制整備に努めます。		
		子ども家庭局子育て支援課	発達が気になる乳幼児を早期に発見し支援するため、専門職のスタッフ(小児科医師、心理士、理学・作業療法士、保健師、保育士など)がチームで相談に応じる「わいわい子育て相談」や親子の関わり方の指導などを行う「親子遊び教室」の充実を図ります。		

番号	(次期)北九州市障害者支援計画 (平成30年度～34年度)	所管課	(現行)北九州市障害者支援計画 (平成24年度～29年度)	内閣府第3次障害者基本計画 (平成25年度～29年度)	内閣府第4次障害者基本計画(案) (平成30年度～34年度)
1-(3)-2	<p>障害児通所施設や保育所、幼稚園、放課後児童クラブ、その他関係機関等において、障害の特性に応じた適切な保育等が行われるよう、専門的、体系的な研修を実施するとともに、市立総合療育センター等の専門施設による体制の充実や専門職種を中心とした巡回カウンセラー等の派遣等を行い、職員等の資質向上を図ります。</p> <p>また、関係機関相互の連携を促進するなど、運営体制の充実に努めます。</p>	<p>障害者支援課(障害福祉施設)</p> <p>子育て支援課</p> <p>障害者支援課(障害福祉施設)</p> <p>障害者支援課(障害福祉施設)</p>	<p>保育所等において、障害の特性に応じた適切な保育が行われるよう、総合療育センターや障害児通園施設などの専門施設の相談体制の充実や専門職種の職員の派遣などを行います。</p> <p>障害児施設や保育所、幼稚園、放課後児童クラブ、その他関係機関などへの専門職種を中心とした職員派遣を充実します。</p> <p>今後、ますます多様化する利用者のニーズに応え、より質の高い障害福祉サービスを提供していくことを目指して、本市の障害福祉施設の再整備計画の策定を検討します。</p> <p>近年、障害が重度化・重複化した子ども(重症心身障害児等)や、発達障害のある子どもなどが増加している現状に対応するため、医師をはじめとした専門スタッフの確保に向けて取り組むとともに、今後の総合療育センターの組織や機能の充実について、改築等の施設整備を含めた検討を行います。</p>	<p>児童発達支援センター及び障害児入所施設について、障害の重度化・重複化や多様化を踏まえ、その専門的機能の強化を図るとともに、これらの機能を地域における中核的支援施設と位置付け、地域や障害児の多様なニーズに対応する療育機関としての役割を担うため、必要な施設整備も含めて体制整備を図る。1-(3)-6</p>	<p>児童発達支援センター及び障害児入所施設について、障害の重度化・重複化や多様化を踏まえ、その専門的機能の強化を図るとともに、これらの機能を地域における中核的支援施設と位置付け、地域や障害児の多様なニーズに対応する療育機関としての役割を担うため、必要な体制整備を図る。5-(4)-7</p>
1-(3)-3	<p>障害のある子どもの福祉の向上と、保護者の子育てを支援するため、身近な地域において、子ども・子育て支援法に基づく給付その他の支援を可能な限り講じます。</p> <p>また、保育を必要とする集団保育が可能な障害のある子どもについて、<b>市立保育所等</b>での受け入れを行うなど、障害のある子どもが同法に基づく保育等を円滑に利用できるようなするために必要な支援を行います。</p>	<p>子ども家庭局子育て支援課</p> <p>子ども家庭局保育課</p> <p>子ども家庭局保育課</p>	<p>保育所等において、障害の特性に応じた適切な保育が行われるよう、総合療育センターや障害児通園施設などの専門施設の相談体制の充実や専門職種の職員の派遣などを行います。</p> <p>家族形態や就業形態の多様化などに対応した子育てができるように、集団保育が可能な障害のある子どもについては、地域の保育所等において、引き続き受け入れを行います。</p>	<p>障害児やその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象として、身近な地域において、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく給付その他の支援を可能な限り講じるとともに、障害児が円滑に同法に基づく教育・保育等を利用できるようにするために必要な支援を行う。1-(3)-1</p> <p>障害児を受け入れる保育所のバリアフリー化の促進、障害児保育を担当する保育士の専門性向上を図るための研修の実施等により、障害児の保育所での受け入れを促進するとともに、幼稚園における特別支援教育体制の整備を図るため、公立幼稚園における特別支援教育支援員の配置等を推進する。1-(3)-2</p>	<p>障害児やその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象として、身近な地域において、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく給付その他の支援を可能な限り講じるとともに、障害児が円滑に同法に基づく教育・保育等を利用できるようにするために<b>「優先利用」の対象として周知するなど</b>必要な支援を行う。5-(4)-1</p> <p>障害児を受け入れる保育所のバリアフリー化の促進、障害児保育を担当する<b>職員の確保</b>や専門性向上を図るための研修の実施等により、障害児の保育所での受け入れを促進する。5-(4)-2</p>

番号	(次期)北九州市障害者支援計画 (平成30年度～34年度)	所管課	(現行)北九州市障害者支援計画 (平成24年度～29年度)	内閣府第3次障害者基本計画 (平成25年度～29年度)	内閣府第4次障害者基本計画(案) (平成30年度～34年度)
1-(3)-4	<p>障害のある子どもに対して、児童発達支援や居宅介護、短期入所(ショートステイ)、日中一時支援等の障害福祉サービスを提供し、障害のある子どもが身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実を図ります。</p> <p>また、障害のある子どもの発達段階や支援の必要性に応じて、児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援による適切な支援を提供します。<b>併せて、障害のある子どもが安心して地域における様々な活動等に参加できるよう、支援を行う上での課題やその解決方法について検討します。</b></p>	<p>障害者支援課(障害福祉施設)</p> <p>障害者支援課(障害福祉施設)</p> <p>障害者支援課(障害福祉施設)</p>	<p>今後の国の動向を踏まえながら、在宅の障害のある子どもが利用できるショートステイ事業や日中一時支援事業を実施するなど、障害児通園施設での降園後の対策について検討します。</p> <p>今後の国の動向を踏まえながら、短期入所(ショートステイ)や日中一時支援などによる放課後・長期休暇対策や、障害のある子どもの特性に合わせた養育支援、保護者負担軽減のためのレスパイト(一時的休息)などの家族支援について検討します。</p> <p>保護者の介護負担の軽減やレスパイトを行うため、障害のある子どもが安心して地域における様々な活動や講座などの余暇活動に参加できるよう、支援の仕組みについて検討します。</p>	<p>児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき、障害児に対して指導訓練等の支援を行う児童発達支援等を提供するとともに、障害者総合支援法に基づき、居宅介護、短期入所、障害児を一時的に預かって見守る日中一時支援等を提供し、障害児が身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実を図る。</p> <p>また、障害児の発達段階に応じて、保育所等訪問支援及び放課後等デイサービス等の適切な支援を提供する。1-(3)-4</p>	<p>児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき、障害児に対して指導訓練等の支援を行う児童発達支援等を提供するとともに、障害者総合支援法に基づき、居宅介護、短期入所、障害児を一時的に預かって見守る日中一時支援等を提供し、障害児が身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実を図る。</p> <p>また、障害児の発達段階に応じて、保育所等訪問支援及び放課後等デイサービス等の適切な支援を提供する。</p> <p><b>さらに、医療的ケアが必要な障害児については、地域において包括的な支援が受けられるように、保健・医療・福祉等の関係機関の連携促進に努める。5-(4)-5</b></p>
1-(3)-5	<p>障害のある子どもについて、情報提供や相談支援等により家族やその家庭生活を支援するとともに、在宅で生活する重症心身障害児(者)について、短期入所や居宅介護、児童発達支援等の障害福祉サービス等により、在宅生活の支援の充実を図ります。</p>	<p>障害者支援課(障害福祉施設)</p>		<p>障害児について情報提供や相談支援等によりその家庭や家族を支援するとともに、在宅で生活する重症心身障害児(者)について、短期入所や居宅介護、児童発達支援等、在宅支援の充実を図る。1-(3)-5</p>	<p>障害児について情報提供や相談支援等によりその家庭や家族を支援するとともに、在宅で生活する重症心身障害児(者)について、短期入所や居宅介護、児童発達支援等、在宅支援の充実を図る。5-(4)-6</p>

(次期)北九州市障害者支援計画 基本的な施策一覧

[ 参考資料 3 ]

番号	(次期)北九州市障害者支援計画 (平成30年度～34年度)	所管課	(現行)北九州市障害者支援計画 (平成24年度～29年度)	内閣府第3次障害者基本計画 (平成25年度～29年度)	内閣府第4次障害者基本計画(案) (平成30年度～34年度)
1-(3)-6	心身の発達が気になる子どもの子育てに悩みを持つ保護者に対し、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に結びつけるなど、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ります。	地域リハビリテーション推進課  子ども家庭局子育て支援課  子ども家庭局保育課	市の直営保育所に親子通園クラスを設置し、発達が気になる子どもを保護者とともに受け入れ、保育所での遊びや体験、相談を通じた支援を行います。		
—	×	障害者支援課(障害福祉施設)	総合療育センター(本体)については、今後、実施設計、建築工事を行い、平成30年度中の開所を目指します。 (仮称)西部分所については、今後、改修工事を行い、平成28年度中の開所を目指します。 今回の再整備にあたっては、総合療育センターのさらなる機能向上や障害児(者)の在宅生活の支援体制の強化を図ることとしています。		



(次期)北九州市障害者支援計画 基本的な施策一覧

[ 参考資料 3 ]

番号	(次期)北九州市障害者支援計画 (平成30年度～34年度)	所管課	(現行)北九州市障害者支援計画 (平成24年度～29年度)	内閣府第3次障害者基本計画 (平成25年度～29年度)	内閣府第4次障害者基本計画(案) (平成30年度～34年度)
	(4)「福祉用具等の普及促進」			(6)福祉用具の研究開発及び身体障害者補助犬の育成等	(6)福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器の普及促進・研究開発及び身体障害者補助犬の育成等
1-(4)-1	補装具の購入、借受け又は修理に要する費用の一部に対する公費の支給、日常生活用具の給付・貸与を行います。 また、福祉用具プラザなどにおける福祉用具の展示や相談を通じて、福祉用具に関する情報提供等を行うとともに、その普及を促進します。	障害福祉企画課 (在宅支援)		補装具の購入又は修理に要する費用の一部に対する公費の支給、日常生活用具の給付・貸与を行うとともに、福祉用具に関する情報提供などにより、その普及を促進する。1-(6)-2	補装具の購入、借受け又は修理に要する費用の一部に対する公費の支給、日常生活用具の給付・貸与を行うとともに、福祉用具に関する情報提供などにより、その普及を促進する。5-(6)-2
		地域リハビリテーション推進課		情報提供機関や相談機関のネットワーク体制の構築により、福祉用具に関する情報の提供や相談窓口の整備を推進するとともに、研修の充実等により、福祉用具の相談等に従事する専門職員の資質向上を図る。1-(6)-3	情報提供機関や相談機関のネットワーク体制の構築により、福祉用具に関する情報の提供や相談窓口の整備を推進するとともに、研修の充実等により、福祉用具の相談等に従事する専門職員の資質向上を図る。5-(6)-3
1-(4)-2	市民や企業等に対し、身体障害者補助犬への関心や、理解を深める取り組みを推進します。 また、身体障害者補助犬の受け入れについて、補助犬利用者や受け入れ側からの相談に的確に対応していきます。	障害者支援課(社会参加)	市民や企業等に対し、身体障害者補助犬への関心や、理解を深める取り組みを推進します。 また、身体障害者補助犬の受け入れについて、補助犬利用者や受け入れ側からの相談に的確に対応していきます。	身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)に基づき、身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)の育成及び身体障害者補助犬を使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化を図る。1-(6)-4	身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)に基づき、身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)の育成及び身体障害者補助犬を使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化を図る。5-(6)-4
—	×	障害福祉企画課 (在宅支援)		良質で安価な福祉用具の供給による利用者の利便性の向上を図るため、研究開発の推進等を進める。また、研究開発や障害者等のニーズを踏まえ、ユニバーサルデザイン化を促進し、誰もが使いやすいものづくりを推進する。さらに福祉用具の適切な普及促進を図るため、積極的に標準化を進めるとともに、必要に応じて国際規格提案を行う。1-(6)-1	良質で安価な福祉用具の供給による利用者の利便性の向上を図るため、研究開発の推進等を進める。また、研究開発や障害者等のニーズを踏まえ、ユニバーサルデザイン化を促進し、誰もが使いやすいものづくりを推進する。さらに福祉用具の適切な普及促進を図るため、積極的に標準化を進めるとともに、必要に応じて国際規格提案を行う。5-(6)-1
	[なし]			(7)障害福祉サービス等の段階的な検討	[なし]
—	×	★調整 障害福祉企画課 (企画調整)		障害者の生活ニーズを踏まえた障害福祉サービスの更なる充実等を図るため、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第51号)附則第3条第1項に基づき、障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方等、同条同項に規定された事項※について検討を加え、その結果に基づいて、所要の措置を講ずる。1-(7)-1	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(平成28年法律第65号)による改正後の障害者総合支援法等の施行の状況や、都道府県及び市町村が策定する障害福祉計画や障害児福祉計画に基づく業務の実施状況等を踏まえながら、障害者の生活ニーズを踏まえた障害福祉サービスの更なる充実等を図るための方策について、継続的な検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。5-(5)-8

番号	(次期)北九州市障害者支援計画 (平成30年度～34年度)	所管課	(現行)北九州市障害者支援計画 (平成24年度～29年度)	内閣府第3次障害者基本計画 (平成25年度～29年度)	内閣府第4次障害者基本計画(案) (平成30年度～34年度)
	分野2. 保健・医療の推進(重度障害者、難病施策 の推進)			2. 保健・医療	6. 保健・医療の推進
分野目標	障害のある人が身近な地域において、保健・医療サービス、医学的リハビリテーション等を受けることができるよう、提供体制の充実を図ります。 特に、医療的ケアを必要とする障害のある人や、難病患者に関する施策を推進します。	障害福祉 企画課 (企画調 整)		障害者が身近な地域において、保健・医療サービス、医学的リハビリテーション等を受けることができるよう、提供体制の充実を図る。特に、入院中の精神障害者の退院、地域移行を推進するため、精神障害者が地域で暮らせる環境の整備に取り組む。あわせて、難病に関する施策を推進する。	精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害者への医療の提供・支援を可能な限り地域において行うとともに、入院中の精神障害者の早期退院及び地域移行を推進し、いわゆる社会的入院の解消を進める。また、精神障害者の地域への円滑な移行・定着が進むよう、退院後の支援に関する取組を行う。 障害者が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の充実を図る。 また、優れた基礎研究の成果による革新的な医薬品等の開発を促進するとともに、最新の知見や技術を活用し、疾病等の病因・病態の解明、予防、治療等に関する研究開発を推進する。さらに、質の高い医療サービスに対するニーズに応えるため、AIやICT、ロボット技術の活用等による革新的な医療機器の開発を推進する。 あわせて、保健・医療人材の育成・確保や、難病に関する保健・医療施策、障害の原因となる疾病等の予防・治療に関する施策を着実に進める。
	(1)「精神保健・医療の適切な提供等」			(2)精神保健・医療の提供等	(1)精神保健・医療の適切な提供等
2-(1)-1	学校、職域及び地域における精神保健相談の充実等、市民のこころの健康づくりを推進します。	精神保健 福祉セン ター	精神保健福祉センターは、精神保健福祉の中核施設として、人材育成のための研修や保健・医療・福祉・労働・司法といった幅広い領域の連携体制を構築するとともに、自殺対策にも取り組み、地域全体の精神保健福祉の向上を目指します。	学校、職域及び地域における心の健康に関する相談、カウンセリング等の機会の充実により、一般国民の心の健康づくり対策を推進するとともに、精神疾患の早期発見方法の確立及び発見の機会の確保・充実を図る。2-(2)-2	学校、職域及び地域における心の健康に関する相談、カウンセリング等の機会の充実により、一般国民の心の健康づくり対策を推進するとともに、精神疾患の早期発見方法の確立及び発見の機会の確保・充実を図る。6-(1)-2

番号	(次期)北九州市障害者支援計画 (平成30年度～34年度)	所管課	(現行)北九州市障害者支援計画 (平成24年度～29年度)	内閣府第3次障害者基本計画 (平成25年度～29年度)	内閣府第4次障害者基本計画(案) (平成30年度～34年度)
2-(1)-2	精神科医療機関とその他の医療機関や精神保健行政機関との連携を促進し、地域における適切な精神医療提供体制の充実や相談機能の向上を推進します。 また、精神疾患の急発・急変により速やかな医療を必要とする人に対し、迅速かつ適切な医療を提供するため、精神科救急医療体制の充実を図ります。	障害者支援課(発達・精神保健) 障害者支援課(発達・精神保健) 精神保健福祉センター	精神疾患の病状には変化があり、悪化したときにも適切な医療を提供することが必要であるため、精神科救急医療システムの整備について検討します。 夜間・休日の精神疾患急変時に、精神障害のある人や家族からの相談を受け、必要に応じて適切に医療等につなげる体制を整備するために、夜間・休日精神医療相談事業を開始しました。	専門診療科以外の診療科、保健所等、健診の実施機関等と専門診療科との連携を促進するとともに、様々な救急ニーズに対応できる精神科救急システムを確立するなど地域における適切な精神医療提供体制の確立や相談機能の向上を推進する。2-(2)-1-ア	専門診療科以外の診療科、保健所等、健診の実施機関等と専門診療科との連携を促進するとともに、様々な救急ニーズに対応できる精神科救急システムを確立するなど地域における適切な精神医療提供体制の確立や相談機能の向上を推進する。6-(1)-1-ア
2-(1)-3	精神疾患の予防と早期発見・早期対応を行うとともに、うつやアルコール等依存症の問題等に取り組み、その重症化を防ぎ、自殺に傾く人を減らす対策を行います。	精神保健福祉センター	精神疾患の予防と早期発見・早期対応を行うとともに、うつやアルコール・薬物問題などにも取り組み、その重症化を防ぎ、自殺に傾く人を減らす対策を行います。		
2-(1)-4	精神障害のある人の地域移行の取り組み等を担う保健師、精神保健福祉士、 <b>心理職公認心理師</b> 等について、人材の育成や連携体制の構築等を図ります。	障害者支援課(発達・精神保健)		精神障害者の地域移行の取組を担う精神科医、看護職員、精神保健福祉士、心理職等について、人材育成や連携体制の構築等を図る。2-(2)-1-エ	精神障害者の地域移行の取組を担う精神科医、看護職員、精神保健福祉士、 <b>公認心理師</b> 等について、人材育成や連携体制の構築等を図る。6-(1)-1-エ
2-(1)-5	精神医療における人権の確保を図るため、精神保健福祉法の趣旨に即して、精神医療審査会等の適切な運営に努めます。	精神保健福祉センター		精神医療における人権の確保を図るため、精神医療審査会の審査の在り方の見直し等により、都道府県及び指定都市に対し、その機能の充実・適正化を促す。2-(2)-4	精神医療における人権の確保を図るため、精神医療審査会運営マニュアルの見直しや <b>自治体における好事例の周知</b> などにより、都道府県及び指定都市に対し、その機能の充実・適正化を促す。6-(1)-4
2-(1)-6	地域の精神科医療機関の役割分担や連携、関係機関間の情報の共有等を検討するため精神障害者支援地域協議会を開催します。	障害者支援課(発達・精神保健)			
—	×	障害者支援課(発達・精神保健)		精神疾患について、患者の状態像や特性に応じた精神病床の機能分化を進めるとともに、適切な医療の提供を確保し、患者・家族による医療機関の選択に資するよう、精神医療に関する情報提供、EBM(根拠に基づく医療)及び安全対策の推進を図る。2-(2)-5	精神疾患について、患者の状態像や特性に応じた精神病床の機能分化を進めるとともに、適切な医療の提供を確保し、患者・家族による医療機関の選択に資するよう、精神医療に関する情報提供及び安全対策の推進を図る。6-(1)-5

番号	(次期)北九州市障害者支援計画 (平成30年度～34年度)	所管課	(現行)北九州市障害者支援計画 (平成24年度～29年度)	内閣府第3次障害者基本計画 (平成25年度～29年度)	内閣府第4次障害者基本計画(案) (平成30年度～34年度)
—	×	障害者支援課(発達・精神保健)		精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第47号)附則第8条に基づき、医療保護入院や精神科病院に係る精神障害者の意思決定及び意思の表明についての支援の在り方等に関する検討を行う。2-(2)-6	平成29年2月にとりまとめられた「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」報告書の内容を踏まえ、精神科病院に入院中の患者の意思決定支援等の権利擁護について、医療機関以外の第三者による意思決定支援等の権利擁護を行うことを検討する。6-(1)-6
—	×	障害者支援課(発達・精神保健)		心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対する適切な医療の確保を推進するとともに、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号)附則第3条に基づき、精神医療及び精神保健福祉全般の水準の向上を図る。2-(2)-7	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づき、同法対象者に対する精神保健医療の提供を充実させる。6-(1)-7

番号	(次期)北九州市障害者支援計画 (平成30年度～34年度)	所管課	(現行)北九州市障害者支援計画 (平成24年度～29年度)	内閣府第3次障害者基本計画 (平成25年度～29年度)	内閣府第4次障害者基本計画(案) (平成30年度～34年度)
	(2)「保健・医療の充実等」			(1)保健・医療の充実等	(2)保健・医療の充実等
2-(2)-1	様々な障害について、高齢化等による障害の重度化・重複化の予防及びその対応に留意するとともに、障害のある人が身近な地域の医療機関を円滑に利用できるよう、医師会、歯科医師会、薬剤師会の協力を得て、地域にかかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師(薬局)を持つことを促進します。	健康推進課	障害のある人が地域の医療機関を円滑に利用できるよう、医師会、歯科医師会、薬剤師会の協力を得て、身近な地域にかかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師(薬局)を持つことを促進します。	障害者が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の充実を図る。その際、特に、高齢化等による障害の重度化・重複化の予防及びその対応に留意する。2-(1)-1	障害者が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の充実を図る。その際、特に、高齢化等による障害の重度化・重複化の予防及びその対応に留意する。6-(2)-1
				障害者の健康の保持・増進を図るため、福祉サービスと連携した保健サービスの提供体制の充実を図る。また、障害に起因して合併しやすい疾患、外傷、感染症等の予防と、これらを合併した際の障害及び合併症に対して適切な医療の確保を図る。2-(1)-5	障害者の健康の保持・増進を図るため、福祉サービスと連携した保健サービスの提供体制の充実を図る。また、障害に起因して合併しやすい疾患、外傷、感染症等の予防と、これらを合併した際の障害及び合併症に対して適切な医療の確保を図る。6-(2)-5
2-(2)-2	障害児療育の拠点である総合療育センターの機能充実を図るとともに、特に、発達障害について、市立総合療育センターとかかりつけ医の役割分担・情報共有の仕組みづくりを進めます。	障害者支援課(発達・精神保健)			
2-(2)-3	医療的ケアが必要な子どもが適切な支援を受けられるように、保健・医療・障害福祉・保育等の関係機関が連携を図るための取り組みを推進します。 また、医療的ケアが必要な子どもを受け入れる社会資源の確保に努めます。	障害者支援課(障害福祉施設)			さらに、医療的ケアが必要な障害児については、地域において包括的な支援を受けられるように、保健・医療・福祉等の関係機関の連携促進に努める。5-(4)-5の一部
2-(2)-4	障害の重度化を抑制するとともに、経済的負担を軽減するため、自立した日常生活又は社会生活を営むうえで必要な医療について、自立支援医療(育成医療、更生医療、精神通院医療)、重度障害者医療、特定医療(指定難病)等の医療費の助成を行います。 また、対象となる市民が制度を円滑に利用できるよう、患者団体や医療機関に対し、制度の普及に努めるとともに、市政だよりやウェブサイト等により広く周知を図ります。	障害福祉企画課 子ども家庭局子育て支援課 障害福祉企画課(企画調整、在宅支援)	医療費助成の対象疾患が増えることから、新たに対象となる市民が円滑に制度を利用できるよう、市政だよりやホームページなどにより、患者団体や医療機関に周知を図ります。	障害者総合支援法に基づき、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療について、医療費の助成を行う。2-(1)-2	障害者総合支援法に基づき、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療について、医療費の助成を行う。6-(2)-2

番号	(次期)北九州市障害者支援計画 (平成30年度～34年度)	所管課	(現行)北九州市障害者支援計画 (平成24年度～29年度)	内閣府第3次障害者基本計画 (平成25年度～29年度)	内閣府第4次障害者基本計画(案) (平成30年度～34年度)
2-(2)-5	障害のある人の歯科検診、歯科治療受診の利便性の向上のため、北九州市口腔保健推進会議での意見等を参考に、市歯科医師会や市立総合療育センター歯科等関係機関と連携し、口腔の健康の保持・増進を図る取り組みの検討を進めます。	健康推進課		定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることが困難な障害者に対する歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持・増進を図る取組を進めるとともに、障害の状況に応じた知識や技術を有する歯科専門職を育成するための取組を促進する。2-(1)-6	定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることが困難な障害者に対する歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持・増進を図る取組を進めるとともに、障害の状況に応じた知識や技術を有する歯科専門職を育成するための取組を促進する。6-(2)-6
—	×	地域リハビリテーション推進課		国立障害者リハビリテーションセンター病院において、早期退院、社会復帰に向けて、各障害に対応した機能回復訓練を行うとともに、医療相談及び心理支援を行う。また、障害者の健康増進についてもサービスの提供、情報提供を行う。2-(1)-3	国立障害者リハビリテーションセンター病院において、早期退院、社会復帰に向けて、各障害に対応した機能回復訓練を行うとともに、医療相談及び心理支援を行う。また、障害者の健康増進についてもサービスの提供、情報提供を行う。6-(2)-3
—	×			骨、関節等の機能や感覚器機能の障害、高次脳機能障害等の医学的リハビリテーションによる機能の維持、回復が期待される障害について、適切な評価、病院から地域等への一貫した医学的リハビリテーションの確保を図る。2-(1)-4	骨、関節等の機能や感覚器機能の障害、高次脳機能障害等の医学的リハビリテーションによる機能の維持、回復が期待される障害について、適切な評価、病院から地域等への一貫した医学的リハビリテーションの確保を図る。6-(2)-4
—	×			優れた基礎研究の成果による革新的な医薬品・医療機器の開発を促進するため、研究の支援、臨床研究・治験環境の整備、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の薬事戦略相談の活用等を推進する。2-(3)-1	優れた基礎研究の成果による革新的な医薬品・医療機器の開発を促進するため、研究の支援、臨床研究・治験環境の整備、独立行政法人医薬品医療機器総合機構のRS戦略相談の活用等を推進する。6-(3)-1
—	×			最新の知見や技術を活用し、倫理的側面に配慮しつつ、疾病等の病因・病態の解明、予防、治療等に関する研究開発を推進する。 また、再生医療や個別化医療等の新たな医療分野について、多くの障害者、患者が活用できるよう、研究開発の推進及び実用化の加速に取り組む。2-(3)-2	最新の知見や技術を活用し、倫理的側面に配慮しつつ、疾病等の病因・病態の解明、予防、治療等に関する研究開発を推進する。 また、再生医療について、多くの障害者、患者が活用できるよう、研究開発の推進及び実用化の加速に取り組む。6-(3)-2
—	×			脳機能研究の推進により、高次脳機能障害、感覚認知機能障害等に関する新たな診断法の開発、医学的リハビリテーションの効率化及び訓練プログラムの改善を進める。2-(3)-3	脳機能研究の推進により、高次脳機能障害、感覚認知機能障害等に関する新たな診断法の開発、医学的リハビリテーションの効率化及び訓練プログラムの改善を進める。6-(3)-3
—	×			障害者の生活機能全体の維持・回復のため、リハビリテーション技術の開発を推進する。2-(3)-4	障害者の生活機能全体の維持・回復のため、リハビリテーション技術の開発を推進する。6-(3)-4

番号	(次期)北九州市障害者支援計画 (平成30年度～34年度)	所管課	(現行)北九州市障害者支援計画 (平成24年度～29年度)	内閣府第3次障害者基本計画 (平成25年度～29年度)	内閣府第4次障害者基本計画(案) (平成30年度～34年度)
—	×				質の高い医療サービスに対するニーズに応えるため、AIやICT、ロボット技術の活用等による革新的な医療機器の開発を推進する。6-(3)-5

番号	(次期)北九州市障害者支援計画 (平成30年度～34年度)	所管課	(現行)北九州市障害者支援計画 (平成24年度～29年度)	内閣府第3次障害者基本計画 (平成25年度～29年度)	内閣府第4次障害者基本計画(案) (平成30年度～34年度)
	(3)「保健・医療を支える人材の育成・確保」			(4)人材の育成・確保	(4)保健・医療を支える人材の育成・確保
2-(3)-1	市民の健康相談等を行う保健所、区役所等の職員の資質の向上を図るとともに、 <b>障害のある人にとって必要な福祉サービス等の情報提供が速やかに行われるよう</b> 保健・医療・障害福祉事業従事者間の連携を図ります。	障害者支援課(発達・精神保健)	本市では、総合保健福祉センター(アシスト21)に、精神保健福祉センター、障害福祉センター、介護実習・普及センター等の専門機関を集約し、障害のある人に対する生活支援はもとより、高齢者・障害者相談コーナー等の行政機関をはじめ民間の事業者等への技術支援を行っています。今後とも、医療・福祉関係機関とのさらなる連携を進めるため、専門機関としての機能を強化するとともに、全国的にも充実した医療機関を活用し、かかりつけ医の定着を促進するなど、障害のある人が各種の専門的な支援を効率的かつ効果的に受けられる体制づくりを推進します。	地域において健康相談等を行う保健所、保健センター等の職員の資質の向上を図るとともに、地域の保健・医療・福祉事業従事者間の連携を図る。2-(4)-3	地域において健康相談等を行う保健所、保健センター等の職員の資質の向上を図るとともに、地域の保健・医療・福祉事業従事者間の連携を図る。6-(4)-3
2-(3)-2	障害のある <b>人や</b> 子どもの保健・医療を支える医師や保健師、看護師等に対する <b>して</b> 、障害に係る専門的な知識や <b>障害福祉の制度等の知識の周知を図ります。</b> <b>また、医療機関における</b> 障害のある子どもに対応する方法、 <b>医療機関における</b> 円滑な診療を妨げる行為が生じた場合の対処方法等の研修の充実を図ります。	障害者支援課(発達・精神保健)	保健師や保育士等、障害児施設職員に対する専門的知識や対応方法を修得するため、研修の充実を図ります。また、警察等に対する研修を検討するほか、医療機関を受診した際のスムーズな診療を妨げる行動への対処方法などについて、医師や看護師、介護士、検査技師等に対する研修の充実を図ります。		<b>発達障害の早期発見、早期支援の重要性に鑑み、発達障害の診療・支援ができる医師の養成を図る。5-(4)-4</b>
2-(3)-3	障害のある人や高齢者等が、住み慣れた地域で、安全にいきいきとした生活を送ることができるよう、保健・医療・ <b>障害福祉</b> ・介護の関係者のネットワークづくりや人材育成 <b>等</b> 、地域リハビリテーションの推進 <b>等</b> に取り組みます。	地域リハビリテーション推進課	高齢者や障害のある人々が、住み慣れた地域で、安心していきいきとした生活を送ることができるよう、本市の優れたリハビリテーション資源を活かし、医療機関相互の連携を強化するとともに、人材育成を図るなど、地域リハビリテーション支援体制の確立に取り組みます。	社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士等の福祉専門職について、その有効な活用を図りつつ、養成及び確保に努めるとともに、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、義肢装具士、言語聴覚士等の医学的リハビリテーションに従事する者について、専門的な技術及び知識を有する人材の確保と資質の向上を図る。また、ホームヘルプサービスについて、障害特性を理解したホームヘルパーの養成及び研修を行う。さらに、障害福祉サービス等を提供する事業者に対し、労働法規の遵守を徹底する。1-(5)-1	社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士等の福祉専門職について、その有効な活用を図りつつ、養成及び確保に努めるとともに、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、義肢装具士、言語聴覚士等の医学的リハビリテーションに従事する者について、専門的な技術及び知識を有する人材の確保と資質の向上を図る。また、ホームヘルプサービスについて、障害特性を理解したホームヘルパーの養成及び研修を行う。さらに、障害福祉サービス等を提供する事業者に対し、労働法規の遵守を徹底する。5-(7)-1
—	×			医師・歯科医師について、養成課程及び生涯学習において、リハビリテーションに関する教育の充実を図り資質の向上に努めるとともに、様々な場面や対象者に対応できる資質の高い看護職員等の養成に努める。2-(4)-1	医師・歯科医師について、養成課程及び生涯学習において、リハビリテーションに関する教育の充実を図り資質の向上に努めるとともに、様々な場面や対象者に対応できる <b>質</b> の高い看護職員等の養成に努める。6-(4)-1



番号	(次期)北九州市障害者支援計画 (平成30年度～34年度)	所管課	(現行)北九州市障害者支援計画 (平成24年度～29年度)	内閣府第3次障害者基本計画 (平成25年度～29年度)	内閣府第4次障害者基本計画(案) (平成30年度～34年度)
—	×			理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の医学的リハビリテーションに従事する者について、専門的な技術及び知識を有する人材の確保と資質の向上を図る。2-(4)-2	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の医学的リハビリテーションに従事する者について、専門的な技術及び知識を有する人材の確保と資質の向上を図る。6-(4)-2
—	×			国立障害者リハビリテーションセンター等の国立専門機関等において障害に係る専門的な研究を行うとともに、障害保健福祉に従事する職員の養成・研修においてこれらの機関の積極的な活用を図る。1-(5)-2	国立障害者リハビリテーションセンター等の国立専門機関等において障害に係る専門的な研究を行うとともに、障害保健福祉に従事する職員の養成・研修においてこれらの機関の積極的な活用を図る。5-(7)-2

番号	(次期)北九州市障害者支援計画 (平成30年度～34年度)	所管課	(現行)北九州市障害者支援計画 (平成24年度～29年度)	内閣府第3次障害者基本計画 (平成25年度～29年度)	内閣府第4次障害者基本計画(案) (平成30年度～34年度)
	(4)「難病に関する保健・医療施策の推進」			(5)難病に関する施策の推進	(5)難病に関する保健・医療施策の推進
2-(4)-1	難病に関する医療の普及を図るとともに、難病患者の医療費の負担軽減を図るため、医療費助成を行います。 また、小児慢性特定病児童等についても、その疾病にかかっている児童等の家族の医療費の負担軽減を図るため、医療費助成を行います。	健康推進課	医療費助成の対象疾患が増えることから、新たに対象となる市民が円滑に制度を利用できるよう、市政だよりやホームページなどにより、患者団体や医療機関に周知を図ります。 平成30年度の難病医療費助成事務の県から政令指定都市への移管に向けた準備を行います。	難病に関する医療の確立、普及を図るとともに、難病患者の医療費の負担軽減を図るため、医療費助成を行う。2-(5)-3	難病に関する医療の確立、普及を図るとともに、難病患者の医療費の負担軽減を図るため、医療費助成を行う。6-(5)-3
		子ども家庭局子育て支援課			
2-(4)-2	難病患者等に対し、総合的な相談や支援を行うとともに、在宅療養上の適切な支援を行うことにより、安定した療養生活の確保と難病患者及びその家族の生活の質の向上を図ります。	健康推進課	難病対策委員会の意見等に基づく国の動向を踏まえながら、難病施策の充実について、引き続き国への働きかけを続けるとともに、今後の取り組みについて検討します。		難病患者に対し、総合的な相談・支援や地域における受入病院の確保を図るとともに、在宅療養上の適切な支援を行うことにより、安定した療養生活の確保と難病患者及びその家族の生活の質の向上を図る。6-(5)-2
		子ども家庭局子育て支援課			
—	×			難病患者の実態把握、病因・病態の解明、画期的な診断・治療法の開発を推進するとともに、診断基準・治療指針の確立及び普及を通じて、難病患者が受ける医療水準の向上を図るため、難病の研究を推進する。2-(5)-1	難病患者の実態把握、病因・病態の解明、画期的な診断・治療法の開発を推進するとともに、診断基準・治療指針の確立及び普及を通じて、難病患者が受ける医療水準の向上を図るため、難病の研究を推進する。6-(5)-1

番号	(次期)北九州市障害者支援計画 (平成30年度～34年度)	所管課	(現行)北九州市障害者支援計画 (平成24年度～29年度)	内閣府第3次障害者基本計画 (平成25年度～29年度)	内閣府第4次障害者基本計画(案) (平成30年度～34年度)
	(5)「障害の原因となる疾病等の予防・治療」			(6)障害の原因となる疾病等の予防・治療	(6)障害の原因となる疾病等の予防・治療
2-(5)-1	妊産婦健診、乳幼児健診、保健指導の適切な実施、周産期医療・小児医療体制の充実等を図るとともに、これらの機会の活用により、疾病等の早期発見及び治療、早期療養を図ります。また、障害の早期発見と早期療育を図るため、療育に知見と経験を有する医療・福祉の各関係機関が緊密な連携を取り、適切な支援を行います。	障害者支援課(障害福祉施設)	医療機関における乳幼児健診や保育所、学校などで発達の遅れなどの障害が発見された場合には、必要に応じて総合療育センターなどの専門機関に紹介し、受診や支援を行っています。乳幼児期や学童期は心身ともに大きく変化する時期であり、その後の地域生活を送るうえで、子どもやその家族への関わりが心身の発達の重要な役割を果たします。このため、医療機関、障害児施設、保育所等での取り組みを引き続き推進していくとともに、各関係機関が緊密な連携を取り、適切な支援を行います。	妊産婦健診、乳幼児及び児童に対する健康診査、保健指導の適切な実施、周産期医療・小児医療体制の充実等を図るとともに、これらの機会の活用により、疾病等の早期発見及び治療、早期療養を図る。また、障害の早期発見と早期療育を図るため、療育に知見と経験を有する医療・福祉の専門職の確保を図る。2-(6)-1	妊婦健康診査、産婦健康診査、乳幼児に対する健康診査及び児童に対する健康診断、保健指導の適切な実施、周産期医療・小児医療体制の充実等を図るとともに、これらの機会の活用により、疾病等の早期発見及び治療、早期療養を図る。また、障害の早期発見と早期療育を図るため、療育に知見と経験を有する医療・福祉の専門職の確保を図る。6-(6)-1
		子ども家庭局子育て支援課	乳幼児健診や新生児聴覚検査などを引き続き実施するとともに、医療機関、保育所、幼稚園、学校、育児サークルなどにおいて障害を早期に発見できるように、関係者に対する研修や啓発活動の推進を図ります。		
			発達障害の早期発見の精度を上げ標準化するため、受診票の問診項目の見直しを行います。		
2-(5)-2	周産期医療対策においては、ハイリスク母体・胎児及び新生児等にわたる課題に対応するため、妊娠、出産から新生児に至る総合的な周産期医療体制の充実を図ります。	地域医療課			
2-(5)-3	疾患、外傷等に対して適切な治療を行うため、救急医療・急性期医療・専門医療機関、身近な地域における医療機関及び在宅での医療の提供体制の充実を図るとともに、関係機関の連携を促進します。	障害者支援課(障害福祉施設)		疾患、外傷等に対して適切な治療を行うため、専門医療機関、身近な地域における医療機関及び在宅における医療の提供体制の充実、保健所、精神保健福祉センター、児童相談所、市町村等による保健サービス等の提供体制の充実及びこれらの連携を促進する。2-(6)-3	疾患、外傷等に対して適切な治療を行うため、専門医療機関、身近な地域における医療機関及び在宅における医療の提供体制の充実、保健所、精神保健福祉センター、児童相談所、市町村等による保健サービス等の提供体制の充実及びこれらの連携を進める。6-(6)-3
		地域医療課		外傷等に対する適切な治療を行うため、救急医療、急性期医療等の提供体制の充実及び関係機関の連携を促進する。2-(6)-4	外傷等に対する適切な治療を行うため、医療提供体制の充実及び関係機関の連携を促進する。6-(6)-4

番号	(次期)北九州市障害者支援計画 (平成30年度～34年度)	所管課	(現行)北九州市障害者支援計画 (平成24年度～29年度)	内閣府第3次障害者基本計画 (平成25年度～29年度)	内閣府第4次障害者基本計画(案) (平成30年度～34年度)
2-(5)-4	生活習慣病の早期発見、発症予防と重症化予防について、「北九州市健康づくり推進プラン」等に基づき推進します。	健康推進課		糖尿病等の生活習慣病を予防するとともに合併症の発症や症状の進展等を予防するため、栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善による健康の増進、医療連携体制の推進、健康診査・保健指導の実施等に取り組む。2-(6)-2	糖尿病等の生活習慣病を予防するとともに合併症の発症や症状の進展等を予防するため、栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善による健康の増進、医療連携体制の推進、健康診査・保健指導の実施等に取り組む。6-(6)-2

番号	(次期)北九州市障害者支援計画 (平成30年度～34年度)	所管課	(現行)北九州市障害者支援計画 (平成24年度～29年度)	内閣府第3次障害者基本計画 (平成25年度～29年度)	内閣府第4次障害者基本計画(案) (平成30年度～34年度)
	分野3. 地域包括ケアシステムの構築(地域移行支援、相談体制の充実)				[5. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進]の一部
分野目標	障害のある人が、自らが望む場所において日常生活又は社会生活を営むために必要な支援を受けて、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。	障害福祉企画課 (企画調整)		国なし	自ら意思を決定することが困難な障害者に対し、本人の自己決定を尊重する観点から必要な意思決定支援を行うとともに、障害者が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制を構築する。 また、障害の有無にかかわらず、国民が相互に人格と個性を尊重し、安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するため、障害者の地域移行を一層推進し、障害者が必要などきに必要な場所で、地域の実情に即した適切な支援を受けられるよう取組を進める。 さらに、障害者及び障害のある子供が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、在宅サービスの量的・質的な充実、障害のある子供への支援の充実、障害福祉サービスの質の向上、アクセシビリティ向上に資する機器の研究開発、障害福祉人材の育成・確保等に着実に取り組む。(分野1)
	(1)「地域移行支援・地域生活支援の充実」			(2)在宅サービス等の充実	(3)地域移行支援、在宅サービス等の充実
3-(1)-1	精神障害のある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健・医療・障害福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、障害福祉サービス事業者、行政等の重層的な連携を図ることで、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進め目指します。	障害者支援課(障害者相談支援、発達障害・精神保健福祉)			精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進める。5-(3)-8

番号	(次期)北九州市障害者支援計画 (平成30年度～34年度)	所管課	(現行)北九州市障害者支援計画 (平成24年度～29年度)	内閣府第3次障害者基本計画 (平成25年度～29年度)	内閣府第4次障害者基本計画(案) (平成30年度～34年度)
3-(1)-2	入院中の精神障害のある人の早期退院(入院期間の短縮)及び地域移行・地域定着を推進するため、入院中からの交流・相談をはじめ、地域生活へ移行した後の日常生活や通院治療のフォローアップ、こころの健康に関する相談対応など、障害のある人が安心して地域で生活できる支援体制の充実を図ります。 また、生活に不都合が生じた場合の施設の受け入れ等、関係機関が連携して支援する体制を構築します。	障害者支援課(発達・精神保健)	地域生活へ移行後のフォローアップ体制や、生活に不都合が生じた場合の施設への受入体制等の検討を行い、安心して地域生活を送れるシステムの構築を目指します。	精神障害者への医療の提供・支援を可能な限り地域において行うとともに、入院中の精神障害者の早期退院(入院期間の短縮)及び地域移行を推進し、いわゆる社会的入院を解消するため、以下の取組を通じて、精神障害者が地域で生活できる社会資源を整備する。2-(2)-1	精神障害者への医療の提供・支援を可能な限り地域において行うとともに、入院中の精神障害者の早期退院(入院期間の短縮)及び地域移行を推進し、いわゆる社会的入院を解消するため、以下の取組を通じて、精神障害者が地域で生活できる社会資源を整備する。6-(1)-1
		精神保健福祉センター			
		障害者支援課(発達・精神保健)	医療保護入院者の退院支援を行うため、病院に設置される退院後生活環境相談員と相談支援事業者等の地域援助事業者との合同研修等を行い、相談技術の向上と連携を図ります。		精神障害者の地域への円滑な移行・定着を進められるよう、精神障害者の退院後の支援に係る取組を行う。6-(1)-9
		精神保健福祉センター	市民が安定した地域生活を送れるように、こころの健康に関する相談に応じ、地域生活をコーディネートする人材の育成や関係機関との連携促進を図ります。		
		障害者支援課(発達・精神保健)	精神疾患を患った経験を持つピアサポーターが、精神科病院を訪問し、入院中の精神障害者との交流を図り、退院に向けた支援を行います。 また、ピアサポーターを相談支援事業者に派遣し、経験者の立場から入院中の精神障害者の退院支援を行います。		
3-(1)-3	家族と在宅生活を送っている障害のある人が、何らかの理由で、家族等からこれまでと同様の支援が受けられなくなった場合においても、継続して地域での生活が維持できるように、在宅生活支援の仕組みを検討します。	障害者支援課(障害者事業支援)	家族と在宅生活を送っている障害のある人が、何らかの理由で、家族等からこれまでと同様の支援が受けられなくなった場合においても、継続して地域での生活が維持できるように、在宅生活支援の仕組みを検討します。		

番号	(次期)北九州市障害者支援計画 (平成30年度～34年度)	所管課	(現行)北九州市障害者支援計画 (平成24年度～29年度)	内閣府第3次障害者基本計画 (平成25年度～29年度)	内閣府第4次障害者基本計画(案) (平成30年度～34年度)
3-(1)-4	在宅生活を支える障害福祉サービスについて充実を図るとともに、地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)を提供するための体制の整備を図ります。	障害者支援課(障害者相談支援)	地域生活を支えるための多職種のチームが連携する支援をはじめ、地域生活の場であるグループホームの設置や継続的な利用の促進、在宅生活を支える障害福祉サービスについて充実を図ります。		障害者の一人暮らしを支える新たなサービスである自立生活援助を導入することにより、障害者の地域生活への移行を推進する。5-(3)-7
		障害者支援課(発達・精神保健)	長期間入所・入院している障害のある人は、退所・退院後のイメージができにくく、地域での生活に不安を抱いており、退所等を希望することが少ない状況であるため、宿泊体験事業の実施により、地域生活移行への不安の軽減を図ります。		
		障害福祉企画課(在宅支援)、障害者支援課(障害者事業支援、障害者相談支援)		居宅介護など訪問系サービスの充実や地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)の提供体制の整備を図る。2-(2)-1-ウ	居宅介護など訪問系サービスの充実や地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)の提供体制の整備を図る。6-(1)-1-ウ
3-(1)-5	地域生活を支えるための多職種のチームが連携する支援をはじめ、障害のある人の地域における生活の場のひとつであるグループホームに対する支援を行うとともに継続的な利用を促進します。	障害者支援課(障害福祉施設)	医療的ケアが必要な人や強度行動障害などの重度の障害のある人に対応できるケアホームへの支援を検討します。		障害者支援施設においては、入所者の地域生活移行支援や地域で生活する障害者の支援を推進し、また、障害者の地域における居住の場のひとつとして、グループホームの整備を促進するとともに、重度障害者にも対応した体制の充実を図る。5-(3)-6
		障害者支援課(障害者事業支援)	地域で自立生活ができる場を確保するため、グループホームや福祉ホーム等の整備を支援していくとともに、体験型グループホーム事業を実施し、障害の特性に応じた利用促進のための支援を行います。		
3-(1)-6	現在、指定管理者制度で運営されている市立障害福祉施設については、より柔軟かつ安定的に運営サービスを提供するため、民間事業者による独立した運営が可能な施設については、条件が整い次第、社会福祉法人への移譲も含めた再整備を進めます。	障害者支援課	現在、指定管理者制度で運営されている市立障害福祉施設についても、より柔軟かつ安定的にサービスを提供するため、社会福祉法人への移譲も含めた再整備を進めます。		

番号	(次期)北九州市障害者支援計画 (平成30年度～34年度)	所管課	(現行)北九州市障害者支援計画 (平成24年度～29年度)	内閣府第3次障害者基本計画 (平成25年度～29年度)	内閣府第4次障害者基本計画(案) (平成30年度～34年度)
3-(1)-6 7	人工呼吸器による呼吸管理を行っていること等により常時介護を必要とする障害のある人が、自らが選択する地域で生活できるよう、日中及び夜間における医療的ケアを含む支援の質と量の充実を図るとともに、体調の変化等、必要に応じて一時的に利用することができる社会資源の整備を促進します。 また、常時介護を必要とする障害のある人等に対し必要な支援を適切に実施できるよう、支援の在り方について検討を行います。	障害者支援課(障害者事業支援)＋(障害福祉施設)		常時介護を必要とする障害者が、自らが選択する地域で生活できるよう、日中及び夜間における医療的ケアを含む支援の質と量の充実を図るとともに、体調の変化等、必要に応じて一時的に利用することができる社会資源の整備を促進する。 また、常時介護を必要とする障害者等に対し必要な支援を適切に実施できるよう、常時介護を必要とする障害者等の支援の在り方に関する検討を行う。1-(2)-2	常時介護を必要とする障害者が、自らが選択する地域で生活できるよう、日中及び夜間における医療的ケアを含む支援の充実を図るとともに、体調の変化等に応じて一時的に利用することができる社会資源の整備を促進する。5-(3)-2
3-(1)-7 8	障害の重度化・重複化、障害のある人の高齢化に対応する地域における居住の支援や障害福祉サービスの提供、専門的ケア及び強度行動障害のある人等への適切な支援を推進するとともに、長時間サービスを必要とする重度訪問介護利用者等に対して、適切な支給決定を行います。	障害者支援課(障害者事業支援)		長時間サービスを必要とする重度訪問介護利用者等に対して、適切な支給決定がなされるよう実施主体である市町村への周知に取り組むとともに、都道府県との連携の下、市町村に対する支援を行う。1-(4)-5	長時間サービスを必要とする重度訪問介護利用者等に対して、適切な支給決定がなされるよう実施主体である市町村への周知に取り組むとともに、都道府県との連携の下、市町村に対する支援を行う。5-(5)-5
		障害者支援課(障害者事業支援)＋(障害福祉施設)		障害の重度化・重複化、高齢化に対応する地域における居住の支援やサービス提供体制の在り方、専門的ケア方法の確立及び強度行動障害のある者等への適切な支援の在り方について引き続き検討する。1-(2)-7	地域で生活する障害者の支援を進めるために、地域生活支援拠点等の整備を図り、障害の重度化・高齢化にも対応できるよう、居住支援、サービスの提供体制の確保及び専門的ケアの支援を行う機能を強化する。5-(3)-5
3-(1)-8 9	障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害のある人やその家族が地域で安心して生活できるよう、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応を図る体制として、地域の社会資源を活用した地域生活支援拠点の整備に取り組みます。	障害者支援課(相談支援)			
3-(1)-9 10	外出のための移動支援や地域活動支援センターの機能の充実等、社会参加や日常生活における創作的活動や生産活動の機会を提供するとともに、地域の特性や利用者の状況に応じた地域生活支援の充実を図ります。	障害者支援課(障害者事業支援)		外出のための移動支援、創作的活動や生産活動の機会を提供するとともに日常生活に必要な便宜を供与する地域活動支援センターの機能の充実等、地方公共団体が地域の特性や利用者の状況に応じて実施する地域生活支援のための取組に対する支援を推進する。1-(2)-4	外出のための移動支援、創作的活動や生産活動の機会を提供するとともに日常生活に必要な便宜を供与する地域活動支援センターの機能の充実等、地域生活を支援するために地方公共団体が地域の特性や利用状況に応じて実施する取組に対する支援を推進する。5-(3)-4
3-(1)-10 11	触法障害者の円滑な社会復帰を促進するため、司法関係者や地域生活定着支援センター、保護観察所、協力事業主、障害福祉サービス事業者の関係機関と連携の下、必要な福祉サービス等を利用できるよう支援を行います。	障害者支援課(相談支援)	触法障害者が安心して地域に定着できるよう、必要に応じて各種障害者手帳の取得や施設入所、金銭管理などの取り組みを支援します。	矯正施設に入所する累犯障害者等の円滑な社会復帰を促進するため、地域生活定着支援センターにおいて、保護観察所等の関係機関と連携の下、矯正施設に入所する累犯障害者等が出所等後に必要な福祉サービスを受けるための支援を行う。9-(3)-4	矯正施設に入所する累犯障害者等の円滑な社会復帰を促進するため、地域生活定着支援センターにおいて、保護観察所等の関係機関と連携の下、矯正施設に入所する累犯障害者等が出所等後に必要な福祉サービスを受けるための支援を行う。7-(1)-4



番号	(次期)北九州市障害者支援計画 (平成30年度～34年度)	所管課	(現行)北九州市障害者支援計画 (平成24年度～29年度)	内閣府第3次障害者基本計画 (平成25年度～29年度)	内閣府第4次障害者基本計画(案) (平成30年度～34年度)
	(2)「相談支援体制の充実」			(1)相談支援体制の構築	(2)相談支援体制の構築
3-(2)-1	<p>障害のある人が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることができるよう、様々な障害種別、年齢、性別、状態等に対応し、総合的な相談支援を提供する体制の整備を図ります。</p> <p>特に、障害者手帳の交付や各種の障害福祉サービス等の受付、支給決定等を行っている区役所高齢者・障害者相談コーナーについては、その機能を強化するために、窓口職員に対する専門研修による人材育成を進めます。</p>	<p>障害者支援課(相談支援)</p> <p>障害福祉企画課(企画調整)</p>	<p>相談業務に携わる職員が異動しても、相談窓口の機能が低下しないように、職員の資質の向上を図る研修を充実します。</p>	<p>障害者が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制を構築するため、様々な障害種別に対応し、総合的な相談支援を提供する体制の整備を図る。1-(1)-1</p>	<p>障害者が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制を構築するため、様々な障害種別に対応し、総合的な相談支援を提供する体制の整備を図る。5-(2)-1</p>
3-(2)-2	<p>どこに相談してよいかわからないといった障害のある人のための「よろず相談窓口」として、地域における障害者相談支援の中核的な役割を担う「北九州市基幹相談支援センター」において、アウトリーチ(訪問支援)を含めたきめ細かな相談対応を行い、障害のある人とその家族に寄り添った支援を進めます。</p>	<p>障害者支援課(相談支援)</p> <p>障害者支援課(相談支援)</p> <p>障害者支援課(相談支援)</p>	<p>どこに相談してよいかわからないといった障害のある人のための第一次相談窓口として、障害者相談支援の中心的役割を果たしている障害者地域生活支援センターを「基幹相談支援センター」として整備します。</p> <p>基幹相談支援センターと各種専門相談機関の有機的連携により、相談窓口機能の充実を図ります。基幹相談支援センターは「よろず相談窓口」「必要に応じた訪問相談」「継続支援を要する障害のある人への担当者を付けた支援(パーソナルサポート)」「ニーズ把握とマネジメント」を特徴とします。</p>	<p>障害者等の相談等を総合的に行い、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置を促進するとともに、関係機関の連携の緊密化とともに地域の実情に応じた体制整備について協議を行うことで障害者等への支援体制の整備を図ることを目的とする協議会の設置の促進及び運営の活性化を図る。1-(1)-3</p> <p>精神科デイケアの充実や、外来医療、多職種によるアウトリーチ(訪問支援)の充実を図る。2-(2)-1-イ</p>	<p>障害者等の相談等を総合的に行い、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置を促進するとともに、関係機関の連携の緊密化とともに地域の実情に応じた体制整備について協議を行うことで障害者等への支援体制の整備を図ることを目的とする協議会の設置の促進及び運営の活性化を図る。5-(2)-3</p> <p>精神科デイケアの充実や、外来医療、多職種によるアウトリーチ(訪問支援)の充実を図る。6-(1)-1-イ</p>

番号	(次期)北九州市障害者支援計画 (平成30年度～34年度)	所管課	(現行)北九州市障害者支援計画 (平成24年度～29年度)	内閣府第3次障害者基本計画 (平成25年度～29年度)	内閣府第4次障害者基本計画(案) (平成30年度～34年度)
3-(2)-3	<p>基幹相談支援センターと高齢者・障害者相談コーナーをはじめとする区役所の相談窓口、相談支援事業者、各種専門機関、地域関係者は、互いに連携・協働し、様々な相談に対応します。</p> <p>様々な相談機関が地域のネットワークを構築し、支援の必要な人にできるだけ早く気付き、必要な支援へつなぐ体制づくりを進めることにより、障害のある人とその家族を共に支える地域ネットワークの構築を図ります。</p>	障害者支援課(相談支援)	<p>基幹相談支援センターと高齢者・障害者相談コーナーは、互いに連携・協働し、障害福祉サービスの利用意向の聴取、サービス利用計画の作成、サービス利用の調整、モニタリング等が適正に実施できるよう取り組みを進めます。</p>		
		障害福祉企画課(企画調整)	<p>障害者手帳の交付や各種の公的な福祉サービスの受付、支給決定を行っている高齢者・障害者相談コーナーについては、その機能を強化するため、窓口職員に対する専門研修による人材育成を進めるとともに、基幹相談支援センターや専門相談窓口との連携・協働を推進します。また、高齢者・障害者相談コーナーの機能の充実を図るため、地域包括支援センターとの連携を強化するとともに、障害福祉センター、精神保健福祉センター、子ども総合センター等からの技術支援をさらに充実します。</p>	<p>各種ガイドラインの策定及び普及、障害者相談員や相談支援に従事する職員に対する研修の実施等により、相談業務の質の向上を図るとともに、児童相談所、更生相談所、保健所等の関係機関間のネットワークの形成及びその活用を推進し、障害者が身近な地域で専門的相談を行うことができる体制を構築する。1-(1)-9</p>	<p>各種ガイドラインの策定及び普及、障害者相談員や相談支援に従事する職員に対する研修の実施等により、相談業務の質の向上を図るとともに、児童相談所、更生相談所、保健所等の関係機関間のネットワークの形成及びその活用を推進し、障害者が身近な地域で専門的相談を行うことができる体制を構築する。5-(2)-8</p>
		障害者支援課(相談支援)	<p>基幹相談支援センターでは専門的な知識や経験を活かし、必要に応じて相談支援事業者に対し、困難な事例への指導・助言を行います。</p>		
		障害者支援課(相談支援)	<p>基幹相談支援センターと各区役所の高齢者・障害者相談コーナーや、いのちをつなぐネットワーク係及び地域包括支援センターが連携・協働し、様々な相談に対応します。</p> <p>地域のネットワークを構築し、障害のある人が身近な場所で安心して生活できる体制を整備します。</p>		
		障害者支援課(相談支援)	<p>かかりつけ医、民生委員、児童委員、身体・知的障害者相談員、サービス提供事業者、ピアカウンセラー等が日頃の関わりの中で、障害のある人からの相談を受けるとともに、必要に応じて基幹相談支援センターと連携を図るなど、きめ細かな支援ができる体制の構築に取り組みます。</p>		
		障害者支援課(相談支援)	<p>発達障害者支援センター、障害者しごとサポートセンターなどの各種専門相談窓口が基幹相談支援センターと連携・協働し、適切な支援を行う仕組みを構築します。</p>		

番号	(次期)北九州市障害者支援計画 (平成30年度～34年度)	所管課	(現行)北九州市障害者支援計画 (平成24年度～29年度)	内閣府第3次障害者基本計画 (平成25年度～29年度)	内閣府第4次障害者基本計画(案) (平成30年度～34年度)
3-(2)-4	相談支援事業者の事業運営等の評価や具体的な困難事例に対する指導・助言、ネットワークの構築を目的とした北九州市障害者自立支援協議会の運営等の充実を図ります。	障害者支援課(相談支援)	また、北九州市障害者自立支援協議会の定例支援会議などを通じて、関係機関が協働し問題解決に取り組みます。  本市では、相談支援事業者の運営評価や具体的な困難事例に対する指導・助言、ネットワークの構築を目的とした北九州市障害者自立支援協議会の運営等を行っており、今後も充実を図ります。		
3-(2)-5	発達障害のある子どもや大人への支援について、幼児期の「気づき」の段階から、ライフステージに応じ一貫した支援体制の構築を図るため、行政の縦割りを超えた体制づくりを進めます。 併せて、市立総合療育センターとかかりつけ医の連携、発達障害者支援センターを中心とした相談支援、家族支援の強化等に取り組み、保健・医療・障害福祉・教育・就労・地域社会等の協働による包括的な支援を進めます。	障害者支援課(発達・精神保健)		発達障害者支援センター等において、地域の医療、保健、福祉、教育、雇用等の関係者と連携して、発達障害児・者やその家族に対する相談支援やペアレントメンター※の養成等を行うとともに、発達障害者支援センターを中心とした地域生活支援体制の充実を図る。1-(1)-5	発達障害者支援センター等において、発達障害児・者やその家族に対する相談支援やペアレントメンターの養成等を行うとともに、地域の医療、保健、福祉、教育、雇用等の関係者による発達障害者支援地域協議会で地域の課題等を協議し、発達障害者支援センターを中心とした地域生活支援体制の充実を図る。5-(2)-4
		障害者支援課(発達・精神保健)	発達障害のある子どもの増加に対応するため、総合療育センターで診断を待つ保護者の悩みや不安等に心理士や保育士が対応する診察前相談を今後も引き続き実施します。		
3-(2)-6	難病患者の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、難病患者の様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援を通じて地域における難病患者支援対策を推進するため、(仮称)北九州市難病相談支援センターを拠点に、地域で生活する難病患者の日常生活における相談・支援を行います。 また、地域における難病患者やその家族が地域で安心して療養生活を送ることができるよう、患者・家族会等の支援をはじめ、情報提供や啓発、医療相談会等の取り組みを実施します。	健康推進課	難病患者やその家族等の日常生活全般にわたる様々な悩みや相談に対応するため、難病に関する知識を有する保健師等の専門職の育成や配置など、必要な体制について検討します。	難病患者の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、難病患者の様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援を通じて地域における難病患者支援対策を推進するため、難病相談・支援センター等により、地域で生活する難病患者の日常生活における相談・支援を行う。1-(1)-7	難病患者の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、難病患者の様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援を通じて地域における難病患者支援対策を推進するため、難病相談支援センター等により、地域で生活する難病患者の日常生活における相談・支援を行う。5-(2)-6、6-(5)-5
		健康推進課	難病患者やその家族の相談体制の充実や難病に対する市民の理解促進を図るため、福岡県難病団体連絡会が開催している医療相談会の取り組みを支援します。		幼少期から慢性疾病に罹患しているため、学校生活での教育や社会性の涵養に遅れが見られ、自立を阻害している児童等について、地域の実情に応じた相談支援等の充実により自立促進を図るための事業を行う。6-(5)-6

番号	(次期)北九州市障害者支援計画 (平成30年度～34年度)	所管課	(現行)北九州市障害者支援計画 (平成24年度～29年度)	内閣府第3次障害者基本計画 (平成25年度～29年度)	内閣府第4次障害者基本計画(案) (平成30年度～34年度)
3-(2)-7	難病患者やその家族をはじめ、医療・障害福祉・就労等の関係機関、関係団体によって構成する「北九州市難病対策地域協議会」を開催し、地域における難病患者支援の課題を共有し、支援体制について協議を行います。	健康推進課	地域における難病患者への適切な支援を図るため、福祉、就労、医療などの関係機関、関係団体によって構成する「難病対策地域協議会」を設置します。		
3-(2)-8	高次脳機能障害のある人や若年性認知症の人に対し、各種障害福祉サービスや相談窓口等についての情報を提供するとともに、家族に対する相談支援体制の充実を図ります。また、高次脳機能障害や若年性認知症について、行政や民間の相談窓口従事者等を対象とした講演会や研修を充実し、資質の向上を図ります。	障害者支援課(発達・精神保健)	高次脳機能障害のある人や家族に対する相談支援体制の充実を図ります。		高次脳機能障害児者(失語症等の関連症状を併発した場合を含む。)への支援について、地域の支援拠点に相談支援コーディネーターを配置し、ライフステージに応じた専門的な相談支援や都道府県及び市町村が障害者等への支援体制の整備を図るために設置する協議会をはじめとした関係機関との連携・調整等を行うとともに、高次脳機能障害に関する情報発信の充実を図る。5-(2)-5
		認知症・介護予防センター	若年性認知症の人に対し、各種障害福祉サービスや相談窓口等についての情報を提供します。また、若年性認知症の理解を促進するため、市民等への啓発を行います。		
		障害者支援課(相談支援)	国の動向を踏まえつつ、行政や民間の相談窓口従事者、家族等を対象とした講演会や研修の充実を図るとともに、日中活動の場の確保等に努めます。(高次脳機能障害)		
—	×	健康推進課	難病の人等からの各種相談(診療、在宅ケア、心理的ケア等)に応じる「難病相談・支援センター」等を周知します。		

番号	(次期)北九州市障害者支援計画 (平成30年度～34年度)	所管課	(現行)北九州市障害者支援計画 (平成24年度～29年度)	内閣府第3次障害者基本計画 (平成25年度～29年度)	内閣府第4次障害者基本計画(案) (平成30年度～34年度)
	(3)「地域福祉の充実」			[なし]	[なし]
3-(3)-1	障害のある人が地域社会において自立した生活ができるように、一人ひとりが抱える課題を地域社会みんなで受け止め、地域の多様な専門性を生かして解決する仕組みづくりを進めます。	障害者支援課((障害福祉施設、障害者事業支援、発達・精神保健)	障害のある人の地域生活の受け皿を確保するためには、施設整備について、地域住民の理解が得られにくい現状を踏まえた計画的な施策の展開が必要です。このため、障害のある人やその家族の希望を尊重し十分な配慮をしながら、行政、民間、地域の連携による退所・退院の促進に向けたシステムづくりを目指します。	<div style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; display: inline-block;">国なし</div>	
		★障害福祉企画課	障害のある人が地域社会において自立した生活ができるように、都市基盤の整備や防災対策を進めるとともに、個々の障害の特性に配慮した就労支援や多様な就業機会の確保に取り組むなど、地域住民、企業、行政などの協働による地域での生活を支援する仕組みづくりを行います。		
		地域福祉推進課			
3-(3)-2	精神科医療機関・障害福祉サービス事業者・行政・関係機関等の協議の場を設け、精神障害のある人の地域移行に関する目標を共有し、住まいの確保支援、家族支援等の課題解決について検討します。	障害者支援課(発達・精神保健)			
3-(3)-3	精神障害のある人が地域移行した後、地域活動への参加や地域住民のネットワークによる見守り等、精神障害のある人が地域で安心して生活を送ることができるよう、地域住民に対する啓発活動を充実します。	障害者支援課(発達・精神保健)	地域移行後、精神障害者の地域活動への参加、地域住民のネットワークによる見守りなど、精神障害者が地域で安心して生活を送ることができるよう、地域住民に対する啓発活動を充実します。		
3-(3)-4	発達障害のある人の支援体制に関する地域における課題について、関係者間で情報を共有し、緊密な連携を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うための発達障害者支援地域協議会を開催します。	障害者支援課(発達・精神保健)			
3-(3)-5	行動障害等の悩みを抱えた人とその家族が地域で孤立することなく、安心して生活できるよう、地域関係者や障害福祉関係者等による見守り、交流を進めると共に、専門家等による家族支援の強化を図ります。 併せて、障害福祉サービス事業所における受け入れを進めるため、サービス従事者を対象に、行動障害への対応に係るスキルアップ研修等を行います。	障害者支援課(発達・精神保健)			

番号	(次期)北九州市障害者支援計画 (平成30年度～34年度)	所管課	(現行)北九州市障害者支援計画 (平成24年度～29年度)	内閣府第3次障害者基本計画 (平成25年度～29年度)	内閣府第4次障害者基本計画(案) (平成30年度～34年度)
	(4)「障害福祉を支える人材の育成・確保」			(5)人材の育成・確保	(7)障害福祉を支える人材の育成・確保
3-(4)-1	市民が安定した地域生活を送れるように、こころの健康に関する相談に応じ、地域生活をコーディネートする人材の育成や関係機関との連携を促進します。	精神保健福祉センター	精神疾患や精神障害に対する正しい知識や理解を深めるための啓発活動の充実を図るとともに、市民が安定した地域生活を送れるように、こころの健康に関する相談に応じ、地域生活をコーディネートする人材の育成や関係機関との連携促進を図ります。		
3-(4)-1	「支援する人を支援する」という考えのもと、障害のある人を介護する家族に対する相談や情報提供、当事者同士の交流などの取り組みを充実し、併せて、家族介護者の一時的休息(レスパイト)の観点から、短期入所(ショートステイ)等の利用を進めます。	障害者支援課(相談支援)			
3-(4)-2	精神障害のある人やその家族が障害を受け入れていくことができるよう、精神疾患やひきこもりへの理解を深め、同じ経験を持つ家族同士の分かち合いの場を提供するなど、情報交換し、悩みを共有しながら不安解消に向けた取り組みを進めます。	障害者支援課(発達・精神保健)	保護者が障害を受け入れていくことができるよう、専門職種の職員や家族会の協力を得て、保護者同士の情報交換や交流を支援する仕組みを構築します。		
		障害者支援課(発達・精神保健)	家族の精神疾患やひきこもりへの理解を深め、家族同士の分かち合いの場を作るため、引き続き家族教室を行います。	精神障害者及び家族のニーズに対応した多様な相談体制の構築を図る。精神障害者に対する当事者による相談活動に取り組む地方公共団体に対し支援を行う。2-(2)-3	精神障害者及び家族のニーズに対応した多様な相談体制の構築を図る。精神障害者に対する当事者による相談活動に取り組む地方公共団体に対し支援を行う。6-(1)-3
		障害者支援課(発達・精神保健)	精神障害のある人の家族を支えるために、福岡県と合同で家族交流会を支援します。		
		障害者支援課(発達・精神保健)	障害を受け入れるための講習、支援制度や具体的ななかかわり方等についての保護者勉強会の実施など、診断後の家族への支援を充実します。		

番号	(次期)北九州市障害者支援計画 (平成30年度～34年度)	所管課	(現行)北九州市障害者支援計画 (平成24年度～29年度)	内閣府第3次障害者基本計画 (平成25年度～29年度)	内閣府第4次障害者基本計画(案) (平成30年度～34年度)
3-(4)-3	<p>発達障害のある人の家族に対する心理的ケアと、家庭における子育ての支援を進めるため、家族同士が子どもとの関わり方や悩みを気軽に情報交換できる場の充実を図るとともに、家庭における行動面の問題等に対する専門的な支援を行います。</p> <p>また、発達障害のある子どもを育てた経験のある保護者が、同じような発達障害のある子どもを持つ保護者に寄り添い、相談を受けるペアレントメンターの養成等を強化します。</p>	<p>障害者支援課(発達・精神保健)</p>	<p>家族同士が子どもとの関わり方や悩みを気軽に情報交換できる場の充実を図ります。また、発達障害のある子どもを育ててきた同じ立場の親が相談を受けるペアレントメンターの養成などを検討します。</p>	<p>発達障害者支援センター等において、地域の医療、保健、福祉、教育、雇用等の関係者と連携して、発達障害児・者やその家族に対する相談支援やペアレントメンター※の養成等を行うとともに、発達障害者支援センターを中心とした地域生活支援体制の充実を図る。1-(1)-5</p> <p>※ 発達障害者の子育て経験のある親であって、その経験を生かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などに対して相談や助言を行う人のこと。</p>	<p>発達障害者支援センター等において、発達障害児・者やその家族に対する相談支援やペアレントメンターの養成等を行うとともに、地域の医療、保健、福祉、教育、雇用等の関係者による発達障害者支援地域協議会で地域の課題等を協議し、発達障害者支援センターを中心とした地域生活支援体制の充実を図る。5-(2)-4</p>
3-(4)-4	<p>障害のある人の生活の向上や、権利擁護にとって重要なピアカウンセリングやセルフヘルプ活動を支援します。</p> <p>また、障害のある人やその家族によるボランティア活動に対する支援や障害のある人を支える人材の育成が行えるよう環境整備に努めます。</p>	<p>障害者支援課(相談支援)</p>	<p>障害のある人の当事者活動は、その生活を向上させるだけでなく、権利を守る上でも重要であるため、ピアカウンセリングやセルフヘルプ活動を支援します。</p> <p>また、ボランティア活動に対する支援や人材育成が行えるよう環境整備に努めます。</p>	<p>家族と暮らす障害者について情報提供や相談支援等によりその家庭や家族を支援するとともに、ピアカウンセリング等の障害者同士が行う援助として有効かつ重要な手段である当事者による相談活動の更なる拡充を図る。1-(1)-10</p>	<p>家族と暮らす障害者について情報提供や相談支援等によりその家庭や家族を支援するとともに、ピアカウンセリング等の障害者同士が行う援助として有効かつ重要な手段である当事者による相談活動の更なる拡充を図る。5-(2)-9</p>
		<p>障害者支援課(相談支援)</p>	<p>障害のある人やその家族によるピアカウンセリングや、セルフヘルプ活動等の当事者活動は、同じ悩みを持つ人たちが集まり助け合うことで、孤独感を癒し、自信を取り戻し、障害を受け入れられるようになるなど、重要な役割を果たしています。</p> <p>このため、今後とも情報の収集や提供など、当事者活動への各種支援の充実に取り組みます。</p>		